

障がいのある方も地域で安心して  
暮らせるように応援します

# 磐田市障がい者 相談支援センター

## センターの概要

- 磐田市国府台57番地7 iプラザ3階
- TEL&FAX 0538-84-6661
- メール i.soudan577@gmail.com
- ホームページ  
<https://iwatasoudansien.webnode.jp/>
- 受託法人 社会福祉法人福浜会
- 相談員4名(社会福祉士、精神保健福祉士、  
相談支援専門員)、事務員1名





# 活動內容

Activity Contents - Consultation support

## 活動内容

- 。 在宅の障がいのある方とそのご家族に、保健・医療のこと、子育てや教育のこと、就労のこと、その他生活するうえでのご心配事の相談に乗ります

## 対象者

- 市内にお住いの知的、精神、身体障がいをお持ちの方（障害者手帳がなくても障がいがあるのではないかとと思われる方も含みます
- 乳幼児から高齢者まで様々な年齢の相談を受けています

## 対象エリア

- 主に南部エリア（南部・竜洋・福田）を除く、市内全域



活動内容



# ライフステージごとの支援

Life-stage segment

## 乳幼児期

- 相談依頼先: 病院小児科
- 連携機関: 保健師、サービス事業所、発達支援センター
- 相談内容: 両親の不安の軽減、就園・就学の準備
- 支援内容: 手続きに関する支援、家族との面談等



## 学齡期

- 相談依頼先：学校（特支、支援級）、病院、行政
- 連携機関：学校、サービス事業所、児童相談所、病院
- 相談内容：介護負担の軽減
- 支援内容：家庭訪問

## 成人期

- 相談依頼先：個人、行政、事業所、病院、民生委員 等
- 連携機関：サービス事業所、病院、行政、介護保険事業所 等
- 相談内容：生活技術、経済、医療
- 支援内容：訪問面談（自宅、事業所、病院等）、手続き等同行 等



委託機関として

- as a Consignment

# 委託機関として

## 。 巡回訪問

相談支援事業所を訪問して聞き取り

- ・個別ケース相談
- ・市やセンターへの要望
- ・相談事業所の困りごと
- ・地域の課題 等

## 。 事業所訪問

サービス提供事業所を訪問して聞き取り

- ・事業所の課題
- ・地域の課題
- ・相談支援について
- ・市やセンターへの要望



## 委託機関として

- 。 相談支援連絡会

市福祉課、相談支援事業所  
が対象

センターが事業所を訪問し  
て挙がってきた課題につい  
て検討

- 。 事例検討会

相談支援事業所のみが  
対象

相談支援事業所が抱え  
ている困難ケースについ  
て検討



委託機関として

## その他

- 学校（小学校～高校）との連携
- 医療的ケア児等コーディネーター連絡会

## 関係機関との連携

- 中遠地域自立支援協議会
- その他、連携会議（福田地区、中部地域包括、等々）

委託機関として

# これまでの相談

Q&A

# これまでの相談

1

障害年金

年金申請に係る資料作成支援  
申請同行

2

成年後見制度

制度説明  
申請に係る相談  
資料作成

3

一人暮らし

不動産業者同行  
一人暮らしのための準備

# これまでの相談

4

触法案件

警察との連携  
医療観察法

5

転出入に係る支援

他県・他市からの引継ぎ



# 磐田市障がい者 虐待防止センター

障がい者を虐待から守りましょう！

# 磐田市障がい者虐待防止センター

開設場所：磐田市総合健康福祉会館（iプラザ）3階

開設時間：平日8時30分～17時15分

電話・FAX【24時間】：0538-84-6661

E-mail：i.soudan577@gmail.com



## 虐待の種類

- 養護者

- 障がい福祉施設従事者

- 使用者

## 虐待の種類

### ○ 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

### ○ 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

### ○ 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

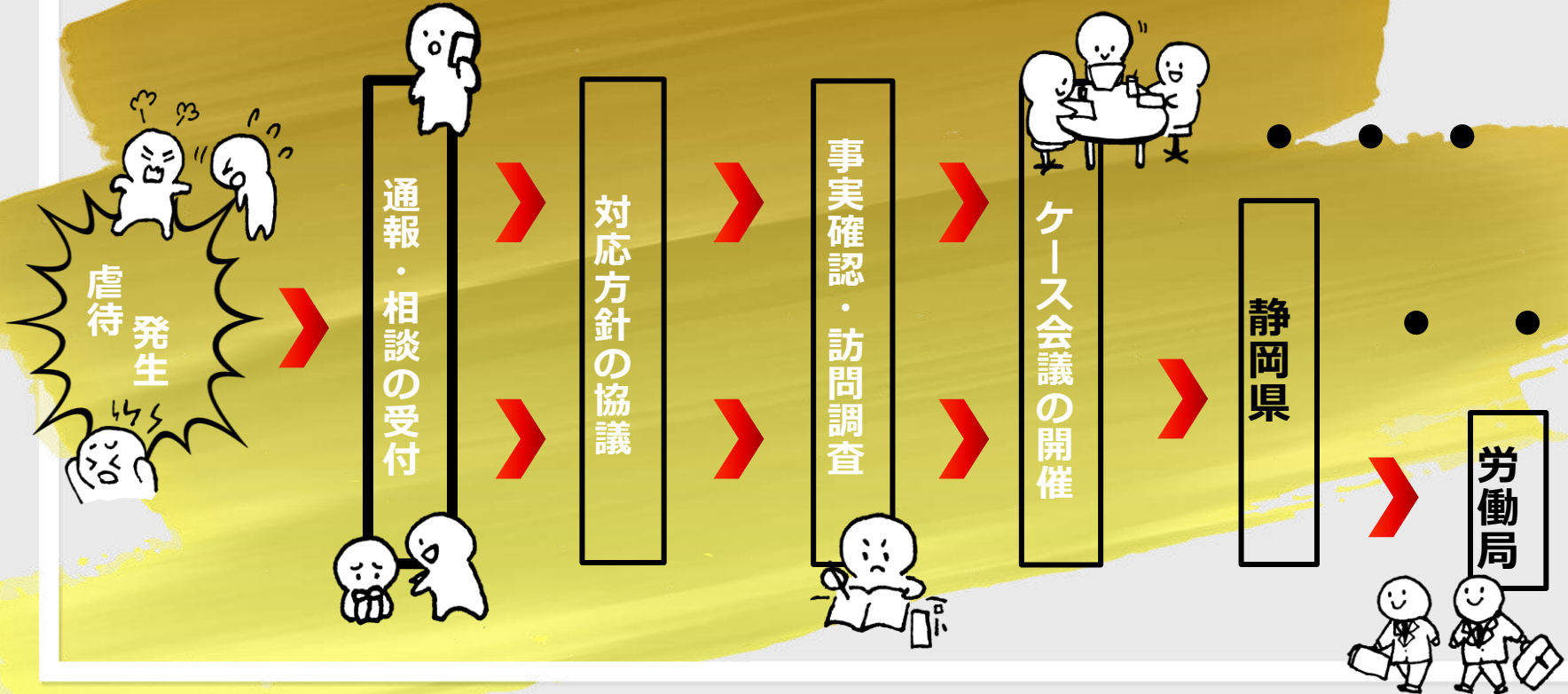
### ○ 放棄・放任

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的、性的、心理的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。入所している場合、他の障害者による(雇用されている場合、他の労働者による)心理的虐待に準ずる行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### ○ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

# 障がい者虐待対応のながれ

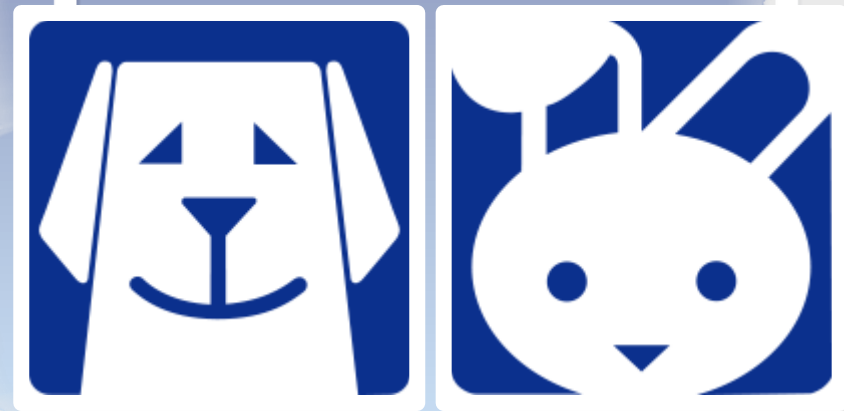


## 障がい者差別解消

- 不当な差別的取り扱い
- 合理的配慮の不提供

## 社会的障壁とは

- 社会における事物
- 制度
- 慣行
- 概念





## 合理的配慮

- いし ひょうめい 意思の表明があつた場合 ばあい
- ふたん かじゅう 負担が過重でないとき